

第9回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和4年2月28日（月）
9時27分から11時28分
- 2 場 所・・・まなびピア
- 3 出席委員・・・農業委員 18名
農地利用最適化推進委員 13名
- 4 欠席委員・・・1名（谷口久光会長）
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の許可申請について
議案第3号 農地転用事業計画変更申請について
議案第4号 農地法第5条の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画について
議案第6号 非農地証明願について
議案第7号 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更意見について
- 6 農業委員会事務局 次長・日高・碓井

7 会議の内容

時 間	発言者	発言内容
9:27	議 長 (会長代理)	皆さん、おはようございます。 時間となりましたので、ただ今から、第9回日南市農業委員会総会を開会いたします。谷口久光会長より欠席届が提出されております。日南市農業委員会会議規則第3条第3項の規定により、会長代理の私が議長をさせていただきます。ただ今の出席農業委員は18名、農地利用最適化推進委員は13名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に15番谷元英昭委員、16番山口光彦委員の両名を指名します。 次に、本日の日程について事務局より説明させます。
	事務局	おはようございます。本日、事務局長が議会開会のため欠席とな

事務局	っておりますので、本日の総会日程について、代わりに私が説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後、全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。
議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですから、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。議案第1号から議案第7号について一括上程し、議題といたします。ここで、提案理由を事務局より説明させます。
事務局	それでは、ただ今、議題とされました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、農業委員会に対し申請がありました4件について、当農業委員会として許可すべきか、否かを審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号1番から4番はすべて、経営規模拡大のためとなっております。 次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について、県知事への申請がありました2件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、受付番号1番は一般個人住宅用地のため、受付番号2番は植林のためとなっております。 次に、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について、県知事への申請がありました1件について意見書を付さなければなりませんので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、転用事業者が、一般個人住宅を建築予定でしたが、断念せざるを得ない状況になったため、事業計画変更を申請されるものです。 次に、議案第4号、農地法第5条の許可申請について、県知事への申請がありました21件について意見書を付さなければなりません

7	事務局	るので、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、すべて所有権移転で、受付番号 1 番から 9 番、12 番、14 番、15 番、18 番、19 番は植林のため、受付番号 10 番は太陽光発電施設用地のため、受付番号 11 番、13 番、17 番は一般個人住宅用地のため、受付番号 16 番は漁具倉庫用地のため、受付番号 20 番は資材置場用地のため、受付番号 21 番は駐車場用地のためとなっております。 次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画についてですが、市が利用集積計画を定める場合、農業委員会の決定が必要でありますので、17 件について、審議していただきますよう提案いたします。申請の内容についてですが、新規の利用権設定が 2 件、更新の利用権設定が 2 件、所有権移転が 2 件、中間管理権設定が 11 件となっております。 次に、議案第 6 号、非農地証明願について、証明書交付手続き要領に基づき、証明願のありました 3 件について、当農業委員会として申請書どおり証明してよいか、審議していただきますよう提案いたします。受付番号 1 番は、耕作放棄地のうち、農地として利用するには、一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、受付番号 2 番は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難なため、受付番号 3 番は、農地法施行以前から農地以外の土地であるため、非農地として証明するものであります。 次に、議案第 7 号、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更意見について、日南市長から、当農業委員会の意見を求められていますので、3 件について審議していただきますよう提案いたします。内容については、農用地区域からの除外が 3 件となっておりますが、詳細については、全体審議の時に農政課の担当者が説明いたします。 以上、説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。

9:34	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明させます。
	事務局	地区別審査会場の説明を申し上げます。飢肥・酒谷地区は会議室 1、吾田・油津地区、東郷・鶴戸地区は本会場、細田・大窪地区は会議室 2、北郷地区は会議室 3、南郷地区は会議室 4 をお願いいたします。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は 10 時 10 分をめぐりに終了させ、本会場にお集まりください。
		地 区 別 審 査 (各会場にて)
	議 長	地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 それでは、議案第 1 号、農地法第 3 条の許可申請について 4 件の審議をお願いします。
10:10		それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 1 番について説明します。申請地は、東九州自動車道の東郷インターから約 200m 離れた益安地区の銚免です。2 月 23 日譲受人立会いのもと現地調査を行いました。譲渡人は兵庫県在住ですので電話で現地調査の趣旨を説明しました。申請地は、譲受人の父が 30 年程前から借りて耕作されていました。今回国交省に買収された残地が 634㎡あり、譲渡人も県外に在住と高齢で管理ができないため、国交省のアドバイスにより、30 年耕作された方の息子である譲受人に購入を依頼されたとの事です。譲受人は経営規模拡大で、周辺の農地において水稻を耕作されている専業農家ですので問題ないと思います。ご審議をお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 2 番について説明します。2 月 21 日、譲渡人と譲受人に電話しました。譲渡人は現在入院中で家族に立会いを依頼しましたが仕事で忙しいとの事でしたので、譲受人と現地確認しました。申請地は

川 添	国道 220 号線伊比井橋を渡って右折し、約 50m の伊比井川に沿った農地です。譲渡人は高齢で経営規模縮小、譲受人は取得後、飼料を栽培するそうです。給排水も問題なく、農業に関しても近隣に農地は無く問題ないと思いますので、ご審議お願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 3 番について説明します。2 月 23 日、譲受人立会いのもと現地調査しました。譲渡人には電話で確認しました。申請地は、上毛吉田公民館横の市道を南に約 700m 行くと毛吉田神社がありますが、農道を挟んで南側の農地です。金柑園ですが最近手入れされておらず荒れ放題でした。譲受人は取得後、更地にしてブルーベリーを植えて管理していきたいとの事でした。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について、担当委員より報告願います。
田 中	はい、7 番田中です。受付番号 4 番について説明します。2 月 21 日に譲受人と申請地を確認し、譲渡人には電話にて確認しました。申請地は、潟上小から 6 km 程串間方面に行った笹之久保集落に 1 筆、そこから市木方面へ農免道路を 800m 程行った左側に 3 筆あります。以前から譲受人が管理しており、譲渡人は高齢で今後管理することが難しいという事で、今回の申請となりました。譲受人は果樹専業農家で、今後も維持管理に努めるとの事でしたので、問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 1 号は原案どおり許可することに決定しました。

10:15	議 長	次に、議案第2号、農地法第4条の許可申請について2件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山 本	はい、17番山本です。受付番号1番について説明します。2月26日、申請人に電話にて確認しました。申請地は戸高三丁目で、農産物直売所の北側100mの田です。申請人は、現在の自宅が東九州自動車道の道路用地として収用されるため、申請地に住宅を新築するものです。北側は市道、南側は宅地、東側は田、西側は原形変更してありますが休耕地となっています。建築にあたっては雨水は北側側溝に放流し、生活排水は合併浄化槽で処理をする計画となっています。申請地周辺はコンクリートブロック塀で区画し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号2番について説明します。2月22日申請人に連絡し、現地調査しました。申請地は、国道220号線を串間方面に行く途中にある中講担い手研修センターから、西に1.5km行くと公園があります。そこから南に1km入ったところです。杉が植林されておりました。亡き父が、農地転用の申請をせずに山林として利用されていたとの事でした。本人も深く反省しておられ、始末書も添付してあります。問題ないと思いますので、ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
10:18	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
	議 長	次に、議案第3号、農地転用事業計画変更申請について1件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より

10:21	議 長	り報告願います。
	田 端	はい、2 番田端です。受付番号 1 番について説明します。この案件は、転用事業者が、平成 18 年頃に移住する計画で申請地を取得しましたが、その後諸事情により移住することができなくなり、今回売買する事になったそうです。2 月 21 日に現地確認しました。申請地は、竹香 B 団地の上段の方です。周辺は住宅地で、きれいに整地してありました。2 月 23 日に連絡し、間違いないとの事でした。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	異議なし。
	議 長	では、議案第 3 号について、議案に賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 3 号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 4 号、農地法第 5 条の許可申請について 21 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番、2 番について、担当委員より報告願います。
	稲 山	はい、10 番稲山です。まず、受付番号 1 番について説明します。2 月 22 日、譲渡人立会いのもと現地調査しました。譲受人については、電話にて確認いたしております。申請地は飢肥板敷地区飛ヶ峰で、飢肥駅より北へ 1 km 進んで東へ約 500m 行った山の中腹にある山林です。地目が畑になっていて、以前はみかんを栽培されていたが現在は 5、60 年の杉が植林されていました。周囲は杉林で、問題ないと判断しました。譲受人は林業を営んでおり、伐採後植林を行い、地目変更するとの事でした。始末書も添付されております。 次に、受付番号 2 番について説明します。2 月 23 日、譲渡人と譲受人立会いのもと調査を行いました。申請地は飢肥駅より北へ 2 km 程入った荒平地区で、道路より 100m 下の谷つたいにある 2 筆です。現況は、譲渡人が無断で杉を植林、伐採し原野の状態でした。譲受人は譲渡人と親戚関係にあり、申請地を無償で譲り受け、植林後地目変更するとの事でした。周囲は水田の後ではありますが、杉の 2、

稲 山	3 年生が植林され、農地はありませんでした。始末書も添付され、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番、4 番、5 番について、担当委員より報告願います。
金 丸	はい、6 番金丸です。まず、受付番号 3 番について説明します。24 日譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 2 区、日南市役所酒谷支所から南へ 1.5 km の所にある山林の中です。林業を営む譲受人の依頼で今回の申請となっており、既に伐採されておりました。周囲も山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されております。今後も山林として管理していくとの事です。 次に、受付番号 4 番について説明します。22 日に譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は酒谷 3 区、国道 222 号線沿いにある造林会社の事務所から南西へ約 1 km の所にある山林の中です。林業を営む譲受人の依頼で今回の申請となっており、既に伐採されておりました。周囲も山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されております。今後も山林として管理していくとの事です。 次に、受付番号 5 番について説明します。22 日に譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、受付番号 4 番で説明した造林会社の事務所から南西へ約 2.5 km の所にある山林の中です。林業を営む譲受人の依頼で今回の申請となっており、これから伐採するようです。周囲も山林化しており、影響を与える農地はありません。始末書も添付されております。今後も山林として管理していくとの事です。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 6 番、7 番について、担当委員より報告願います。
向 高	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の向高です。まず、受付番号 6 番について説明します。申請地は割籠谷です。国道沿い左側に割籠谷林道、新村林道の入口の看板がありますが、そこから 1 km 進み、また 500m 上った頂上付近です。譲渡人、譲受人には 23 日に連絡を取り、譲渡人とは電話で話をしました。譲渡人によると、

	向 高	以前は畑でしたが父が杉を植林し、相続しました。父も私も農地転用の手続きの知識がなく、譲渡する際に地目が畑である事が判明し、転用の追認申請をしましたとの事です。譲受人とは 24 日に現地確認をしました。伐採後は杉を植林し、造林計画に基づき適切な森林管理をしていくとの事です。周囲は山林化され、影響を与える農地はありません。始末書も添付されており問題ないと思います。 次に、受付番号 7 番について説明します。申請地は石原河内上です。国道 222 号線沿いの坂元棚田入口から、坂元棚田展望台へ進み、北へ 1.2 km 入った棚田の一面になります。譲渡人、譲受人には 23 日に連絡を取り、譲渡人とは電話で話をしました。譲渡人は以前はお米を作っていましたが、周辺が山林化されて日当たりが悪くなって生産性も低くなったため、仕方なく杉を植林したとの事です。譲受人とは 24 日に現地確認しました。申請地を山林として購入しましたが、登記申請の際、農地であることが判り、追認申請したとの事です。伐採は令和 15 年頃を計画していますが、伐採後は杉を植林し、適性管理していくとの事です。周囲は山林化され、影響を与える農地はありません。始末書も添付されており問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付番号 8 番について説明します。24 日に譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、飢肥駅から吉野方方面に約 4 km 行き、倉掛地区の谷間の市道に入って 1 km 行った、切れ込みの深い谷間の一面です。周辺は全て山林で、農地として利用できません。譲渡人には電話で確認しました。始末書も添付されており問題ないと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 9 番について、担当委員より報告願います。
	井上(友)	はい、1 番井上です。受付番号 9 番について説明します。22 日に譲渡人に連絡が取れず、譲受人と連絡が取れ、23 日に現地確認しました。譲受人は、3 年程前にもみかん山の売買をしています。申請地は、西弁分にあるデイサービス付近から山中に入り、車で 10 分程入った山の中です。譲渡人は親から受け継ぎ耕作してきました

井上(友)	が、昭和 55 年頃から周囲に杉が植林されて日陰となり、収穫が激減してしまったため、耕作をやめて杉を植林して管理してきましたが、後継者もなく、管理を続けることが困難となった事から、譲渡する事にしました。譲受人は伐採時期が来たら伐採し、その後植林して管理していくとの事です。始末書も添付されており、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 10 番、11 番について、担当委員より報告願います。
田 端	はい、2 番田端です。まず、受付番号 10 番について説明します。この案件は、第 8 回総会で審議された案件です。その時の譲受人と今回の譲受人は夫婦がそれぞれ経営している会社なのですが、第 8 回総会ではご主人の会社の申請となっており、実際工事をしているのは奥さんの会社でしたので、再申請するという事です。申請者が違うだけで場所や計画等は変わらず、第 8 回総会で審議して頂きましたので、問題ないと思います。 次に、受付番号 11 番について説明します。先程第 3 号議案にありました、農地転用事業計画変更申請と関連がありまして、場所も先程説明した所です。23 日に譲渡人、譲受人に再度確認し、間違いないとの事でした。譲受人は以前から住宅を建築する場所を探しており、本申請地に決めたそうです。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 12 番について、担当委員より報告願います。
山元(敏)	はい、吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の山元です。受付番号 12 番について説明します。2 月 23 日に現地調査しました。東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方委員にも協力も得ております。譲受人は病気のため立会いできませんでしたが、電話で確認しました。譲渡人は京都在住のため、電話で確認しました。申請地は、飢肥から北郷に向かう途中にある茶屋の前を、山に向かって右に入った所の畑 2 筆と、松永の段々畑の 1 筆です。譲受人は林業を営んでおり、広範囲に山林を購入したところ、その中に農地があり今回の申請となったようです。譲渡人に確認したところ、昭和 40

	山元(敏)	年頃に耕作する人も居なくなり、父が杉を植林したとの事です。反省し、始末書も添付されており、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 13 番、14 番について、担当委員より報告願います。
	歌 津	はい、12 番歌津です。まず、受付番号 13 番について説明します。譲受人立会いのもと 23 日に現地調査しました。譲受人は家族 4 人で現在借家住まいで、子どもが成長するに伴い住宅を建築する土地を探しておりました。祖父の所有する本申請地を相談し、無償で譲り受けて住宅を建築したく許可申請しますとの事です。申請地は、国道 220 号線の平山公民館の西側で、境界線は地籍調査で明確になっています。境界線にはブロック等で境界を設け、雨水は排水溝に流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で浄化して排水しますとの事です。他の土地に影響はありません。22 日に譲渡人にも確認し、間違いないとの事でした。 次に、受付番号 14 番について説明します。譲受人立会いのもと 22 日に現地調査しました。申請地は、国道 220 号線沿い風田にある病院の前に押しボタン式の信号がありますが、そこから山側に市道を 800m 行き、市道から 500m 程山に上った一画になります。地目は畑ですが現状は山林化しており、立木も伐採してその後植林しますとの事です。周辺は全て杉山です。21 日に譲渡人に確認し、間違いないとの事でした。始末書も添付されており、問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 15 番について、担当委員より報告願います。
	平 方	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号 15 番について説明します。申請地は、東郷松永地区井出ヶ迫で、県道 28 号線から山間部の方向に約 1.5 km 行ったところです。受付番号 12 番の譲受人と同じですので、2 月 22 日に山元委員と現地調査しました。なお、譲受人は体調が悪く立会いできないとの事で、譲渡人立会いのもと調査しました。申請地は 5 筆あり、大きいものは 18,000 m²、小さいものは 271 m²です。5 筆とも四方は山林に

平 方	囲まれており、畑の状態ではありませんでした。周辺は伐採作業中で、現場には危険で立ち入れないので周辺から説明を受け、確認しました。譲渡人は今回の売買で地目が畑である事に気付き、始末書も添付されております。土地改良区の区域外でありますので、問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 16 番について、担当委員より報告願います。
川 添	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 16 番について説明します。譲渡人は兵庫県在住ですので、2 月 22 日に代理人である行政書士と譲受人に連絡を取り、24 日に双方立会いのもと現地確認しました。申請地は、国道 220 号線鶯巣漁港入口に沿った隣接地です。譲受人は親子で漁業をしていますが、現在の漁具倉庫が申請地より港側の低地にあるため、台風や高潮の際、倉庫まで波が押し寄せる事もあるそうです。今回譲渡人から申請地を譲りたいとの話があり、今回の申請となったとの事です。周辺に農地は無く、農作物への心配もありません。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 17 番、18 番について、担当委員より報告願います。
杉 本	はい、5 番杉本です。まず、受付番号 17 番について説明します。2 月 25 日に譲渡人、譲受人立会いのもと現地確認しました。申請地は、西寺地区で、西寺研修センターから北へ 50m 道を挟んで隣の畑です。譲受人によると、現在家族 4 人で借家住まいをしておりますが、仕事場にも近く、西寺地区の雰囲気と、近くに 12 名程の小さな子ども達がおりますので、本申請地に住宅を建築したいとの事でした。そこで譲渡人に相談し、今回の申請となったようです。譲渡人も若い人が地域に来てくれるのは大変心強く、嬉しく思いますとの事でした。隣接地との境界は、コンクリートブロックで囲い、土砂の流出を防ぎます。雨水は前の道路側溝に流し、生活雑排水は合併浄化槽を設置します。特に問題ないと思います。 次に、受付番号 18 番について説明します。2 月 26 日に現地確認聞き取り調査しました。申請地は、萩之嶺バス停の隣にある細田分

杉 本	団 5 部の詰所から北に直線で 70m 程の高台の畑です。譲渡人によると、高齢で草刈り等も大変になり、隣接地の畑の所有者である譲受人に話をしたところ、今回の申請となったとの事です。現在クヌギの 10 年生が植えてありました。時期が来たら伐採して植林し、管理するとの事です。始末書も添付されており、周辺農地はほとんど譲受人のもので、被害を及ぼす農地はありません。問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 19 番について、担当委員より報告願います。
作 本	はい、4 番作本です。まず、受付番号 19 番について説明します。申請地は、細田の上塚田から酒谷方面に抜ける県道がありますが、その県道と広域農道が交わるところから細田方面に約 400m 下り、約 50m 上がった山の中です。譲渡人、譲受人立会いのもと 2 月 22 日に現地調査しました。面積が 9 m² と大変小さく、確認に手間取りました。譲渡人が高齢で土地を処分したいとの事で、周囲の山林と一緒に譲渡の計画をしたところ、地目が田である事が判り、今回の申請となったとの事です。譲受人は林業を営んでおり、周囲の山林と一緒に植林するそうです。始末書も添付されておりますので、今回の申請は妥当と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 20 番について、担当委員より報告願います。
日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 20 番について説明します。2 月 23 日に譲受人と現地確認と調査を行いました。譲渡人には電話で確認し、間違いのないとの事でした。申請地は、上毛吉田地区の公民館横の市道を南に約 700m 行くと毛吉田地区の神社がありますが、そこから約 50m 行った左側の道下の農地です。以前はみかん園でしたが、現在は竹藪で荒れていました。譲受人は建設業を営んでおり、資材置場として利用するために申請地を買われたそうですが、農地である事が判り今回の申請となったようです。申請地は市道と山に囲まれ、周辺に農地はありません。妥当と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。以

10 : 47	日 高	上です。
	議 長	続きまして、受付番号 21 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 21 番について説明します。22 日に譲渡人、譲受人に確認しました。谷口会長の担当地区で、1 年程前から話は聞いていましたが境界がはっきりせず、所有権移転が進まないという事でした。申請地は、旧農林高校跡地にある、高齢者施設の太陽光発電施設の道路の向かい側です。譲渡人は譲受人の要望で譲りますとの事です。譲受人は高齢者施設を経営されていて、駐車場として利用するとの事でした。雨水は側溝に流すため問題ないと思います。現在も駐車場として使われており、始末書も添付されています。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 4 号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 4 号は原案どおり許可相当とすることに決定しました。
10 : 47	議 長	次に、議案第 5 号、農用地利用集積計画について 17 件の審議をお願いします。まず、利用権設定の審議をお願いします。 受付番号 1 番についてですが、杉本委員につきましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会法第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により退席をお願いいたします。 それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。
	日 高	はい、細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の日高です。受付番号 1 番について説明します。2 月 23 日に貸人立会いのもと現地確認しました。貸人によると、今までは個人に貸していましたが、今回の借人である法人と利用権設定するとの事でした。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。

議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定受付番号 1 番について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、利用権設定受付番号 1 番は同意することに決定しました。ここで、杉本委員の退席を解きます。
議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
倉 元	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の倉元です。受付番号 2 番について説明します。2 月 23 日、貸人と借人に連絡して現地調査しました。申請地は、国道 220 号線を南郷から串間方面に向かう途中に飲食店がありますが、そこから北に 1 km 行き、左に 100m 下りたところです。借人は水稻、みかんの耕作者です。貸人が耕作者を探しておられたところ、借人の農地が隣接地であることから、話し合いをされたようです。問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
木佐貫	はい、8 番木佐貫です。受付番号 3 番について説明します。21 日に借人と現地調査し、23 日に貸人に電話確認しました。申請地は、北郷町大藤地区の高齢者施設を過ぎて、高速道路の下を過ぎた左側にビニールハウスがあります。そのハウスの斜め後ろの法面に沿った 4 筆の田です。借人は果樹と水稻栽培の農家で、更新ですので問題ないと思います。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号 4 番について担当委員より報告願います。
河 野	はい、3 番河野です。受付番号 4 番について説明します。2 月 23 日、貸人、借人に電話連絡を取り、借人と現地確認しました。申請地は内之田地区で、内之田駅から 30m 先の松永踏切を渡り、50m 先を左に入った 200m 先の水田です。貸人は耕作が困難で後継者もい

10:52	河 野	ない事から、借人と更新するとの事です。借人は水稻、施設野菜を営んでおり、妥当な案件と判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から利用権設定について報告がありました。が、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、受付番号1番を除く、議案第5号、農用地利用集積計画、利用権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第5号、農用地利用集積計画、利用権設定は同意することに決定しました。
	議 長	続きまして、所有権移転の審議をお願いします。それでは、受付番号5番について担当委員より報告願います。
	杉 本	はい、5番杉本です。受付番号5番について説明します。2月24日に現地確認と調査をしました。申請地は西寺地区で、東下中にあるガソリンスタンドを酒谷方面に100m進むと、左手の水田中央に農道が走っております。そこから左手4枚目の水田です。譲受人は、農業次世代人材投資事業を利用して農業をされている方です。譲渡人は果樹を専業とされており水田まで手が回らず、今回所有権移転の話があり、若い人に譲りますとの事でした。譲受人は、米、玉ねぎ、にんにく等を栽培しております。特に問題なく、許可は妥当と判断しましたので、ご審議よろしく願います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号6番について担当委員より報告願います。
	木佐貫	はい、8番木佐貫です。受付番号6番について説明します。23日に譲渡人、譲受人に電話連絡し、現地調査しました。申請地は北郷温泉に向かう道路の1つ先を右に曲がり700m行くと左に倉庫がありますが、その先の3筆です。以前から譲受人が借りておられましたが、譲受人の要望で売買する事になりました。譲受人は和牛農家で、飼料作物と牧草を交互に耕作しておられます。問題ないと思いますので、ご審議よろしく願います。以上です。

10:55	議 長	ただ今、各担当委員から所有権移転についての報告がありました が、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、所有権移転について計 画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案 第 5 号、農用地利用集積計画、所有権移転は同意することに決定し ました。
	議 長	続きまして、中間管理権設定の審議をお願いします。それでは、 受付番号 7 番について、担当委員より報告願います。
	金 丸	はい、6 番金丸です。受付番号 7 番について説明します。貸人 とは連絡が取れませんでした。22 日に現地確認しました。申請地は、 酒谷 3 区、上津留地区の農地です。農業振興公社が借人になってお り、間違いのないと思います。農地も適正管理されていました。ご審 議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 8 番について、担当委員より報告願います。
	三 賢	はい、飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の三賢です。受付 番号 8 番について説明します。24 日に現地確認しました。申請地は、 飢肥駅より吉野方方面へ約 4 km 行った西ノ村地区の県道脇の、貸人 の家の裏手にあります。区画整理された田園地帯で、問題ないと思 います。以前は、農業法人に貸していましたが、今回中間管理権設 定するという事ですので、問題ないと思います。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 9 番から 13 番について、担当委員より報 告願います。
	平 方	はい、東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付 番号 9 番から 13 番について説明します。2 月 21 日に調査をしまし た。申請地は、東郷地区益安の花ノ木橋から 100m 広渡川堤防の法 面を走って行くと 4 筆あります。またそこから J A 機械センターを 50m 走ったところにハウスがある 1 筆です。4 筆の方は最近まで耕

11:00	平 方	作放棄地で耕作できる状態ではありませんでしたが、現在は整備されております。中間管理機構の設定で問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 14 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 14 番について説明します。24 日に貸人に連絡を取り、現地確認をしました。申請地は、南郷にあるコンビニエンスストアより串間方面に向かい、右手に広がる田園地帯の一面になります。現在は飼料作物が作付されておりました。間違いのない事でした。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 15 番から 17 番について、担当委員より報告願います。
	加 藤	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号 15 番から 17 番について説明します。貸人には電話で確認し、2 月 25 日に調査しました。受付番号 15 番の申請地は、南郷町地域振興センターの手前の新開地区の水田の一面です。受付番号 16 番、17 番の申請地は、潟上小学校手前の脇本地区の水田の一面です。3 件とも貸人は農業をされておられません。以上です。
	議 長	ただ今、各担当委員から中間管理権設定についての報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定について、計画に同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 5 号、農用地利用集積計画、中間管理権設定は同意することに決定しました。
	議 長	次に、議案第 6 号、非農地証明願について、3 件の審議をお願いします。それでは、受付番号 1 番について、担当委員より報告願います。

	議 長	ます。
	平 賀	はい、14 番平賀です。受付番号 1 番について説明します。21 日願出人が県外在住のため、代理人立会いのもと現地調査を行いました。願出人には、21 日に電話で確認しました。申請地は東郷地区東弁分で、東郷郵便局前の市道を南東に約 50m 進み、左折して住宅地を通り約 500m 入ったところです。申請地は傾斜面の畑で、山になっており、現在竹や雑木が倒木化しています。申請地の市道を挟んだ南側には住宅がありますが、大半は山林に囲まれており、農地の復元は物理的に困難であると思われます。非農地証明は問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 2 番について、担当委員より報告願います。
	川 添	はい、東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号 2 番について説明します。願出人は県外在住のため、2 月 24 日に代理人の行政書士の立会いのもと現地確認しました。申請地は 6 筆あり、1 筆は国道 220 号線鶯巣漁港に隣接する一画ですが、現在は雑種地となっています。あとの 5 筆は国道を横断して河内方向に終点まで行き、さらに山頂付近に点在しています。地元の人に聞いても半世紀近く誰も行った事がなく、そこに至る道路もなく、場所も分からないとの事でした。それは代理人も同じで、高度からの空撮写真で市の境界付近に点在している事は確認できるが、現地に行く事はできなかったそうです。現地は既に山林化しているため、非農地証明は問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	はい、13 番井上です。受付番号 3 番について説明します。2 月 22 日、願出人と現地確認しました。申請地は、大窪小学校より細田方面へ約 200m 行った右手に、現在伐採作業を行っている山があり、そこから約 500m 進むと現在作業が行われていないところまで行きます。そこから西へ約 50m の場所にある山林です。今回林業者とのやり取りの際、地目が畑であることが判明したため申請に至ったそうです。農地法施行以前の植林である事から、非農地証明は妥当と

11:03	井上(英)	思います。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第6号、非農地証明願について、証明することに賛成される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり承認することに決定しました。
	議 長	次に、議案第7号、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更意見について、農政課職員より説明させます。
	農政課 (多田)	はい、農政課の多田です。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更意見について説明します。 まず、受付番号1番について説明します。所在は楠原上耕整で、地目は田、面積は2筆で1,056㎡です。今回は林業での木材置場及び機材置場として活用するための除外です。昨年度既に転用を行った隣接地です。除外要件についてですが、農用地の効率的な利用や担い手への集積について影響はないと判断しました。周囲は広域農道に囲まれた残地となっており、土地改良施設も近隣にはありません。以上のとおり除外の要件を満たしており、この除外は問題ないと判断いたしました。 続きまして、受付番号2番について説明します。所在は北郷町郷之原の3筆で、地目は田、面積は3筆で2,514㎡です。申請者は申請地道路向かいのガソリンスタンドを営んでおり、今回大型車用の洗車場と休憩所等の流通関係施設を設置したいとの事です。申請地は農用地区域の周辺部に位置し、北側に田と隣接しておりパイプラインも通っておりますが、影響のないように施設を設置し、排水等も適切に計画するとの事です。 続きまして、受付番号3番について説明します。所在は南郷町中央町の2筆で、地目は田、面積は2筆で1,040㎡です。今回は一般個人住宅2軒分の除外です。当該地は、畜産を営む地権者が、飼料作物を耕作しておりましたが、周辺農地とは鉄道分断されており、効率も悪く耕作を続けるのも難しいとの事で、農用地の効率的な利用や担い手への集積について影響はないと判断しました。土地改良

	農政課 (多田)	施設も近隣にはありません。以上です。ご審議よろしく願いたします。
	議 長	説明が終わりましたが、質問はございませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	それでは、3件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山 口	はい、16番山口です。受付番号1番について説明します。2月22日に申請人に電話にて確認し、間違いのないとの事でした。現地調査は2月24日に私一人で行いました。申請地は先程説明がありましたが、広域農道と国道222号線が交わる山ノ口橋交差点から串間方面へ300m行った、広域農道隈谷線と交差しているところです。雑種地と田んぼになっております。広域農道を作る時に埋められ、田んぼとしては使えない状態です。申請者の材木置場が隣接しております。申請者は現在の木材置場が手狭になり、木材搬入に支障をきたしているとの事で、申請地を木材・機材置場に拡大したいとの事で申請したとの事です。周囲に影響を及ぼす土地改良施設もありませんので、この案件は妥当と判断しました。ご審議よろしく願いたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号2番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	はい、北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号2番について説明します。先程説明がありましたが、その通りでございます。申請地は、申請者の経営するガソリンスタンドの県道の反対側の農地です。以前から計画しておられたとの事ですが、隣接地は北側が農地で、南側が県道日南高岡線の法面になっております。端の方という事で、致し方ないのかなというところもありますが、土地改良区、農業委員会、農政課と確認しながら判断したところです。洗車場を計画しているとの事で、土地改良区と排水関係を十分配慮しながら進めていただきたいという事を指導しました。案件は妥当と判断しました。以上です。

11:11	議 長	続きまして、受付番号 3 番について、担当委員より報告願います。
	平 部	はい、南郷地区農地利用最適化推進委員の平部です。受付番号 3 番について説明します。25 日に所有者に確認しました。申請地は南郷にあるスーパーの裏側辺りになります。現在飼料作物が作付されておりましたが、隣接している住宅や旅館等があり、肥料散布、堆肥散布または大型車での作業の時に苦情等があり、管理が難しくなったという事です。申請地には住宅を建築されるとの事で、問題ないと思われます。妥当な案件と思います。以上です。
	議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 7 号、農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更意見について、同意される方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 7 号は原案どおり同意とし、農政課にその旨回答いたします。
11:28	議 長	議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。
		《報告事項》 終 了

第9回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

山 元 陸 慶 

署名委員

谷 礼 英 昭 

山 口 光 彦 